

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年10月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800078号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800051号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和39年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和39年7月から同年9月までの標準報酬月額については、3万3,000円から3万6,000円とする。

昭和39年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和39年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和12年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年7月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間については、標準報酬月額の記録が、その前後の記録と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は3万3,000円と記録されているところ、請求者から提出された給料明細票及び日本年金機構の回答により、請求者は、A社から、3万6,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(3万6,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年7月から同年9月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出した

か否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が
請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に
対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がない
ことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800080号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800052号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年5月1日から平成27年9月20日に訂正し、平成27年9月から平成28年1月までの標準報酬月額を16万円、平成28年2月から同年4月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成27年9月20日から平成28年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月20日から平成28年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社B支店における平成28年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年5月及び同年6月の標準報酬月額については、15万円から28万円とする。

平成28年5月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA社B支店における平成27年12月10日の標準賞与額を4万7,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年9月20日から平成28年7月1日まで
② 平成27年12月10日

請求期間①について、平成 27 年 9 月 20 日から期間雇用社員として勤務したが、当該期間の厚生年金保険の記録がない期間がある。また、平成 28 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、標準報酬月額記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。

請求期間②について、賞与の支払を受けていたが賞与の記録がない。

請求期間①及び②について、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 27 年 9 月 20 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録、事業主から提出された請求者に係る A 社時給制契約社員雇入労働条件通知書及び勤務記録により、請求者は、当該期間において、A 社 C 営業所（A 社 B 支店にて社会保険を適用）に勤務していたことが認められる。

また、事業主から提出された時給制の期間雇用社員賃金台帳及び請求者から提出された給与支給明細書（臨時手当支給明細書）（以下、併せて「賃金台帳等」という。）並びに日本年金機構の回答により、請求者は、平成 27 年 9 月 20 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間において、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び標準報酬月額の改定の基礎となる平成 27 年 11 月から平成 28 年 1 月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額（平成 27 年 9 月から平成 28 年 1 月までは 16 万円、平成 28 年 2 月から同年 4 月までは 28 万円）と異なる標準報酬月額（22 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 27 年 9 月 20 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 27 年 9 月から平成 28 年 1 月までは 16 万円、平成 28 年 2 月から同年 4 月までは 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 9 月 20 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成 28 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により

消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額が 15 万円と記録されているが、賃金台帳等により、標準報酬月額の改定の基礎となる平成 27 年 11 月から平成 28 年 1 月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額は 28 万円であることが確認できることから、請求者の当該期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

請求期間②について、賃金台帳等により、請求者は、4 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 10 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 12 月 10 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800073号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800049号

第1 結論

平成22年11月1日から同年12月31日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年11月1日から同年12月31日まで

私は、A社に工場長として給与は50万円で雇用契約し、平成22年5月10日に入社した。入社から3か月は、試用期間であり給与は15万円であったが、試用期間後の8月からは給与の見直しがあり、標準報酬月額に2等級以上差があったにもかかわらず、給与の見直しから4か月目である請求期間の標準報酬月額に反映されていない。A社からの給与振込額が確認できる預金通帳を資料として提出するので請求期間について年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成22年5月10日の入社から3か月間の試用期間を経て、8月から報酬月額を50万円とした給与の見直しがあり、標準報酬月額に大幅な変動が生じたため、見直し月の8月から起算し、4か月目である請求期間の標準報酬月額が50万円に反映されていないのはおかしいと主張しているところ、請求者から提出されたA社からの給与振込額が確認できる預金通帳(以下「預金通帳」とする。)によれば、請求者は、平成22年8月31日は261,004円、同年9月30日は452,332円、同年10月29日は452,332円、同年11月30日は452,332円、同年12月30日は411,615円を事業主から支給されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第23条第1項においては、「実施機関は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間(各月とも、報酬支払の基礎となった日数が十七日以上でなければならない。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。」

とされており、健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて（三六・一・二六保発四、最終改正 平二三・三・三一保発 三三一〇一七、同日の年発 三三一〇〇九）では「昇給又は降給とは、固定的賃金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、休職による休職給を受けた場合を含まないものとする。」とされている。

しかしながら、請求者は、A社に係る給与明細書は保管しておらず、前述の預金通帳からは、平成22年8月給与から同年12月給与までの固定的賃金の変動及び保険料控除額は確認することはできない。

また、A社は、請求者に係る請求期間当時の資料を保管しておらず、給与支払方法（給与締め日は毎月15日、支払日は当月末日）、保険料控除方法（保険料控除は翌月）のみ回答し、後は、顧問社会保険労務士に任せている旨陳述しており、当該顧問社会保険労務士法人事務所は、請求期間の同社の担当者は既に退職し、請求者に係る資料は、平成22年賃金台帳及び社員台帳（以下、「賃金台帳等資料」とする。）以外の保管はないとして工場長就任に伴い、固定的賃金の変動は9月給与からであったため、請求期間における随時改定の要件には該当せず、請求期間の月額変更届は提出していない旨陳述している。

さらに、上述の賃金台帳等資料からは、8月給与は、基本給単価（時給850円）に変更はなく、残業手当により報酬月額が増額しているため、随時改定の要件には該当しないことが確認できる。

加えて、日本年金機構は、上述の賃金台帳等資料を基に、請求者の固定的賃金の変動は9月にあり、起算月は9月と考えられるため、報酬月額の著しく高低が生じた月は11月となり、その翌月の12月に事業主は月額変更届を提出するべきである旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると請求期間については、厚生年金保険法第23条第1項の規定に基づき、その著しく高低を生じた月の翌月と認めることはできない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、顧問社会保険労務士法人事務所により提出された賃金台帳等から確認できる請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年6月の報酬月額に基づく標準報酬月額は、請求期間に係るオンライン記録（15万円）と同額であり、平成22年11月分の保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えないことから厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800077号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年4月1日から昭和28年10月1日まで

前回、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが訂正は認められないとする平成27年7月24日付けの通知を受け取った。

しかし、私は、請求期間にA社に勤務していたことは間違いなく、当時の勤務状況もよく覚えている。再度審議の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る訂正請求については、過去の審議において、B社から提出された従業員雇入者名簿の写し及び同僚の陳述から、請求者が昭和27年4月1日から同社に勤務していたことが推認できるものの、i) 請求者が同期入社として名前を挙げた同僚二人を含む上記従業員雇入者名簿において、試用開始日が昭和27年4月1日と記録されている同僚12人に係る厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、全員が2年5か月後の昭和29年9月1日と記録されていること、ii) 請求者から提出された同僚二人の年金手帳の写しにも、「初めて被保険者となった日 昭和29年9月1日」と記載されていることが確認できること、iii) 同社に係る厚生年金保険の資格取得日が昭和29年9月1日と記録されている複数の同僚は、昭和27年3月に中学を卒業し同社に入社したが、当時全員が臨時工として入社し、自身の被保険者記録も昭和29年9月1日まで記録がない旨陳述しているため、請求期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況が認められることなどから、平成27年7月24日付け、平成28年7月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことは間違いなく、当

時の勤務状況もよく覚えている旨強く主張し、記憶している同僚の名前を挙げ、再度、訂正請求を行っているものである。

しかし、今回、請求者が名前を挙げた同僚に新たな同僚は含まれておらず、再度、調査しても、請求期間のA社における請求者に係る厚生年金保険料の控除を裏付ける事情はなく、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度、検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。